

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成27年 8月20日
【会社名】	株式会社エル・シー・エーホールディングス
【英訳名】	LCA Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 桑田 正明
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤井 隆徳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 藤井 隆徳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年8月19日開催の当社第51期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、以下に記載の理由に基づき、現行定款第2条（目的）、第29条（取締役の責任免除）及び第39条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

当社子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的に事業目的の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90条）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び第39条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の額を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当するものであります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 6,429,787,329円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,429,787,329円

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役6名全員が任期満了となりますので、桑田正明氏、新庄健二氏及び海老澤伸樹氏の3名の重任をお願いするとともに、藤井隆徳氏、星野智之氏及び久田圭彦氏の3名の新任を合わせて、取締役6名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会において第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、本総会終結の時をもって、現任の監査役星野智之氏が辞任しますので、監査役1名を選任するものであります。また、監査役候補者は補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名を選任するものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	2,751,718	84,943	-	(注)2	可決 97.01
第2号議案 剰余金の処分の件	2,751,944	84,717	-	(注)1	可決 97.01
第3号議案 取締役6名選任の件				(注)3	
桑田 正明	2,747,198	89,463	-		可決 96.85
藤井 隆徳	2,746,987	89,674	-		可決 96.84
星野 智之	2,746,870	89,791	-		可決 96.83
新庄 健二	2,747,092	89,569	-		可決 96.84
海老澤 伸樹	2,747,112	89,549	-		可決 96.84
久田 圭彦	2,747,069	89,592	-		可決 96.84
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
藪 茂樹	2,748,837	87,824	-		可決 96.90
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
重富 公博	2,748,925	87,736	-		可決 96.91

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上